

No. 25

キーワード	労働基準監督署への届出				
対象	利用者	管理者	計画者	設計者	危険度レベル
質問者		◎	◎		—
回答者	△	○	◎	◎	
問題と対応	Q ヒュームフードを使用するときには届出が必要でしょうか。			A 労働安全衛生法では「有機溶剤中毒予防規則」、「特定化学物質等障害予防規則」に適合する作業をおこなう場合、所轄の労働基準監督署に届出が必要となります。有規則には使用量や場所によって適用除外となるケースもあり、確認が必要です。	
	参考資料	局所排気装置と運用・管理の基礎知識とのリンク関係			
6-3. 有機溶剤中毒予防規則概要 6-4. 特定化学物質障害予防規則概要		局所排気装置と運用・管理の基礎知識と要求事項整備			
				項目名称	参照先
				1: 実験室における局所排気装置の基礎知識	
				2: 気流構成と運転条件	
				3: 運用と使用方法	
				4: 排気設備と換気設備	
				5: 実験排ガスの処理	
				6: 実験室内の環境管理	○
				7: 保守と点検	
				8: 実験室に関する要求項目	